鳥取市感染症診査協議会条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第７１号

鳥取市感染症診査協議会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第２４条第６項の規定に基づき、鳥取市感染症診査協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　協議会は、委員３人以上８人以内で組織する。

２　協議会に、結核部会（以下「部会」という。）を置き、結核に関する事項を審議する。

３　部会は、委員３人以上５人以内で組織する。

４　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前３項の規定は、第２条第２項の規定により置かれる部会の議事について準用する。

（部会）

第６条　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

２　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

３　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

４　協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、健康こども部において処理する。

（雑則）

第８条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。